

「電気使用安全月間」を契機に

経済産業省

九州産業保安監督部長

坂 元 耕 三

経済産業省では、感電死傷事故の発生が最も多い8月を「電気使用安全月間」と主唱し、関係団体と協力して電気事故防止を呼びかけています。これは、広く国民の皆様に対し、電気使用の安全に関する知識と理解を深め、もって電気事故の防止に資することを目的に、昭和56年に創設したものです。

九州産業保安監督部は、少しでも多くの方々に電気使用の安全意識を高めていただくため、毎年、①電気保安功労者の表彰、②電気事故防止に係る広報資料の配布、③関係団体広報誌への事故情報の提供、④保安講習会での講演を行ってきました。

さて、令和3年度に九州管内で発生した電気事故の発生状況を総括すると、事業用電気工作物における感電等死傷事故及び波及事故は増加しましたが、他物損傷事故、主要電気工作物の破損事故及び発電支障事故は減少しました。結果、事故件数は前年度に比べ11件減少し、68件となりました。

令和3年4月から報告が義務付けられた小出力発電設備における事故は、太陽電池発電設備で67件発生しました。

事故の種類別では、感電死傷事故は、前年度に比べ3件増加し、5件発生しました。その他死傷事故は、前年度と同数で3件発生しました。

感電死傷事故では、電気主任技術者自らが感電した事故や、電気主任技術者が直接監督していた作業の現場で作業者が感電した事故など、とても残念な事故が発生しました。

関係各位におかれましては、感電事故防止PRを積極的に実施いただいていると承知していますが、電気作業に従事される皆様や電気保安を管理される皆様には、今一度、基本に立ち返った準備や作業の徹底をお願いします。

また、感電死傷事故の直近10年間の発生状況は、7～8月に最も多く発生しており、10年間で計27件発生しています。高温多湿のため作業環境が過酷となる夏季シーズンは、感電事故の未然防止に向けて、特に細心の注意をお願いします。

次に、主要電気工作物の破損事故は、前年度に比べ9件減少し、42件発生しました。

42件のうち15件は保守不完全が原因となっています。電気設備を安全に使用するためには、生産工程への影響や設備の重要度を考慮して、適時・適切に点検や検査を実施し、設備の健全性評価により、取替えや補修を行う予防保全が有効でもあります。

令和3年度は、8月中旬の長期間にわたる大雨や台風9号、9月の台風14号により九

州各地で水害が発生し、小出力発電設備のうち太陽電池発電設備において、8月の大雨による事故が7件、台風14号による事故が1件発生しました。なお、事業用電気工作物では報告対象の電気事故は発生していません。

このように水力、風力及び太陽電池発電設備は、自然災害の影響を受けやすいため、豪雨や台風の到来前までに、水力設備や太陽電池発電設備、風車ブレード等の入念な点検を実施するなど、自然災害への万全な備えをお願いします。

他方、自家用電気工作物の破損等により一般送配電事業者に供給支障事故を発生させる波及事故は、前年度に比べ1件増加し、17件発生しました。

波及事故による長時間の停電は当該事業場に留まらず、周辺地域の経済活動に深刻な影響を及ぼします。事故の未然防止に向けた対策を講じるようお願いします。

波及事故の原因は、雷が4件（24%）、自然劣化が4件（24%）、保守不完全が2件（12%）、風雨が2件（12%）等であり、これらで波及事故全体の74%を占めています。

波及事故を防止するためには、雷による事故防止は、高圧区分開閉器近傍への避雷器設置が有効であり、自然劣化や保守不完全による事故防止は、点検・検査の確実な実施、経年劣化した電気工作物の早期発見により、緊急性を要する設備の計画的な更新が重要です。

また、波及事故は、直近10年間では、7月と8月に多数発生しています。今般の「電気使用安全月間」を契機に、皆様方が日頃から取り組まれている保安活動を再度徹底していただき、自然劣化や保守不完全に起因する事故の未然防止につなげられますようお願いします。

最後に、関係各位の電気事故防止のための啓発活動へのご尽力と、電気事故の撲滅のための不断のご努力に感謝します。「電気使用安全月間」を契機に電気事故の撲滅を期して止みません。